

第6節 保険監督者国際機構（IAIS）

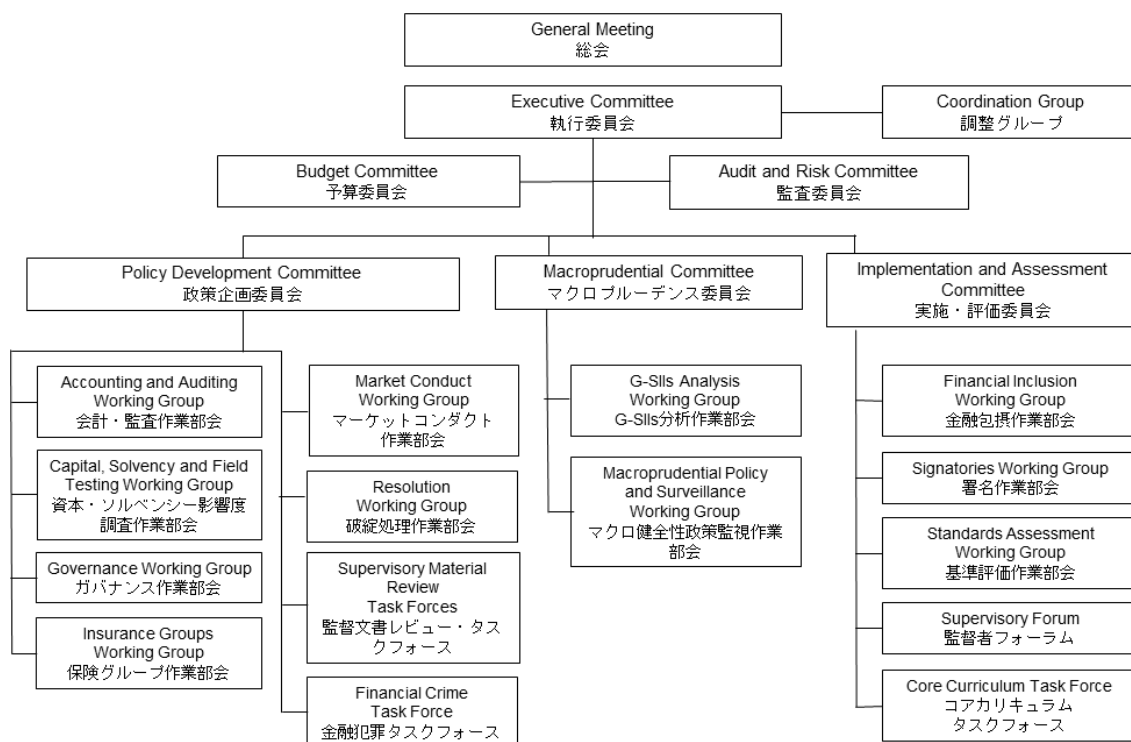
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に統合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献、を目的に設立された。事務局はバーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

保険監督者国際機構（IAIS）の組織



1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：5、西欧：

5、アジア：5、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：1、北アフリカ・中東：2、中東欧：1、オフショア：2）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の太田国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のマクピーク会長、中国銀行保険監督管理委員会のチェン副主席の3名が務めている。

3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、国際資本規制検討、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあっている。

4. マクロプルードランス委員会

執行委員会の下、システミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルードランス委員会の下には、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIS: Global Systemically Important Insurers）の選定に係る分析作業、グローバルな保険市場に関する報告書の作成を行う作業部会が設置されている。

5. その他の委員会等

各国における監督基準の実施、実施状況の評価に関する議論を行う実施・評価委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

III 主な議論

1. システミック・リスクへの対応

FSB及びIAISは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIS）の選定手法及び政策措置を公表し、保険会社9社をG-SIISに選定した。それ以降、毎年11月に更新リストが公表されていたが、2017年は更新されず、2016年のリストが引き続き適用されている。（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。選定手法は3年に1度見直されており、次回の見直しは2019年に行われる。

また、従来の機関別のシステミック・リスク評価手法（EBA: Entity-Based Approach）を補完または代替するものとして、保険会社の「活動」に着目したシステミック・リスク評価手法（ABA: Activity-Based Approach）の検討が開始されている。2017年12月には、中間市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」が公表された。

2. I A I G sの監督のための共通枠組み (C o m F r a m e) の検討

I A I Sでは、金融危機を踏まえた対応として、2010年より「国際的に活動する保険グループ(I A I G s)」の監督のための共通枠組み(C o m F r a m e: Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups)を検討している^(※)。

C o m F r a m eは、並行して改訂作業が行われている、全保険会社向けの要件である保険基本原則(I C P: Insurance Core Principles)に統合された上で、2019年の年次総会で承認される見込み。

(※) I A I G sを判断するベンチマークとして、「3以上の管轄区域において保険料収入があるかつ海外保険料収入10%以上を前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。

3. I A I G sに適用される「国際資本基準」(I C S) の検討

C o m F r a m eのうち資本基準については、I A I Sは2013年12月より、I A I G sに適用する国際資本基準(I C S: Insurance Capital Standard)の検討を開始した。これまで2回の市中協議(2014年、2016年)と3回の影響度調査(フィールドテスト、2015年、2016年、2017年)を実施しており、2017年7月にはI C S Version 1.0(拡大フィールドテストのための国際資本基準)を公表した。同年11月には、2019年に策定される、監督に用いる基準としてのI C S Version 2.0について、策定後5年間をモニタリング期間とすることに合意した。